

2016年 宅建試験合格対策

月刊不動産 誌上講座

YouTube 公開動画付き

# 宅建出題点精講

## 《第6講》

月刊不動産 9月号



佐伯竜

渋谷会

<http://shibuyakai.com/>

YouTube チャンネル「宅建渋谷会 佐伯竜」

<https://www.youtube.com/channel/UCDSNXIIQy6jGhcsypp3T-3w>

まぐまぐメルマガ

佐伯竜&宅建渋谷会 連動企画！！「メルマガ読者だけの YouTube 限定公開動画」で学ぶ宅建ミニ講義

<http://www.mag2.com/m/0001364172.html>

全日本不動産協会 月刊不動産 9月号 誌上講座

<http://www.zennichi.or.jp/magazine/>

【公開動画】

YouTube チャンネル 宅建渋谷会 佐伯竜

「本試験まで残り1か月、最優先は『基本事項の暗記』」全  
日本不動産協会 月刊不動産 9月号 誌上講座【宅建出  
題点精講】第6講【#105】宅建動画の渋谷会 2016

---

「本試験まで残り1か月、最優先は『基本事項の暗記』」

この時期にやるべき「基本事項の暗記」について、講義します。

まず、①本試験で訊かれているポイント(「出題点」)に的を絞って暗記すること。また、個々に暗記事項を覚えるだけでなく、②体系的に整理すること。この二点は最低限押さえておきたいところです。

逆に、残りの期間はわずかですので、理解が不足していたとしても間に合わないのであれば、理解は不十分だとしても最低限「結論の暗記」はやっておきたいところです。

今回は、このあたりを踏まえて「復代理」をテーマに暗記の仕方について、お話します。

《1》平成 19 年 問 2 肢 1

Aは不動産の売却を妻の父であるBに委任し、売却に関する代理権をBに付与した。

1 Bは、やむを得ない事由があるときは、Aの許諾を得なくとも、復代理人を選任することができる。

(答) 正しい。任意代理人は、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができない。

---

《2》平成 24 年 問 2 肢 4

4 法定代理人は、やむを得ない事由がなくとも、復代理人を選任することができる。

(答) 正しい。法定代理人は、自己の責任で復代理人を選任することができる。

【直前期にやるべき「暗記」】

① 「出題点」を暗記する

② 暗記事項を「体系的に整理」する

※ 直前期では、理解よりも「結論の暗記」を優先する

【宅建渋谷会】佐伯竜の通信教材

通信教材 平成28年版

『過去問演習講座』特に差がつく120問(全18回)

<http://shibuyakai.com/takken/dvd14.html>

通信教材 平成28年版 基本問題演習講座(全32回)

<http://shibuyakai.com/takken/dvd13.html>

お問合せ先

宅建渋谷会事務局

[office@shibuyakai.com](mailto:office@shibuyakai.com)